

島根県教育委員会、公立大学法人島根県立大学及び株式会社NTTドコモ
によるICTを活用した特別支援教育の充実に関する協定書

島根県教育委員会（以下「甲」という。）、公立大学法人島根県立大学（以下「乙」という。）及び
株式会社NTTドコモ（以下「丙」という。）は、「ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連
携協定」に関して、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が密接な相互連携を通して、教育現場におけるICTを活用した
課題解決に取り組むことにより、更なる特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる分野等において連携し協働を行う。

- (1) 特別支援教育分野での課題解決につながるICT活用に関するここと。
- (2) 障がいの理解促進に関するここと。
- (3) 島根創生に資する特別支援教育における活動に関するここと。
- (4) その他、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関するここと。

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要
な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本
協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申出がないときは、
更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙が、本協定の実施にあたり、相手方から開示若しくは提供を受け、又は知り得
た秘密情報の取扱いについては、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開
示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定の改正、廃止等が必要な場合又は本協定の運用等について疑義等が生じた場合は、
甲、乙及び丙が誠意をもって速やかな対応及び解決を図ることとする。

2 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して別に定め
るものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月18日

島根県松江市殿町1番地

甲 島根県教育委員会

教育長

斎田英夫

島根県浜田市野原町2433-2

乙 公立大学法人島根県立大学

理事長

吉澤正哉

広島県広島市中区大手町四丁目1番8号 ドコモ広島大手町ビル

丙 株式会社 NTTドコモ

執行役員 中国支社長

白川貴子